

匿名掲示板に名誉を毀損する書き込みがあり、それを掲示板管理人が削除しなかったことに違法性が認められ、

慰謝料・損害賠償請求が認められた事件

(2ちゃんねる対動物病院事件)

—— 東京地判平成14年6月26日判決

(<http://www.law.co.jp/cases/2chdohos2.htm>) ——

The incident in which solatium payment and reparations payment duty was imposed since the administrator of the guest book board did not delete the text when a third person entered the text which libels others anonymously in a guest book board in the internet.

—— Tokyo District Court June 26, 2002 ——

松川美香
Mika Matsukawa

《事実の概要》

原告X1は動物病院の経営等を目的とする有限会社であり、原告X2はその代表取締役であって、獣医である。被告はインターネット上で閲覧可能な電子掲示板である「2ちゃんねる」(以下「本件掲示板」という)を設置、運営し、そのシステムを管理する者である。平成13年1月頃から、本件掲示板に設けられた「ペット大好き掲示板」内の「悪徳動物病院告発スレッド!!」および「悪徳動物病院告発スレッダー Part2-」において、X1を批判、非難する発言が書き込まれていることを平成13年5月頃、X2は知人より知らされた。その発言を見たX2は、同5月下旬、本件掲示板の削除依頼掲示板スレッドを使用してYに対していわゆる名誉毀損発言の削除を求めた。しかし、その削除請求は、Yによって定められた削除依頼の方法に従っておらず、問題発言の特定が困難であったため、問題発言の一部しか削除されなかつた。そこで、X1及びX2はYに対して、平成13年7月に訴えを提起して、50以上の名誉毀損発言の削除を請求するとともに、X1及びX2それぞれに削除義務違反を理由とする不法行為に基づく慰謝

料及び損害賠償各250万円(合計500万円)の支払を請求した。

これに対し、Yは本件掲示板に書き込まれた発言の公共性、公益目的、真実性の有無が不明な段階では、X1及びX2の権利を侵害する違法な情報であるか否かも不明であることから、Yは本件各発言を削除する義務を負わないはずであり、匿名による発言の自由を保障する行為は損害防止義務を発生させる先行行為とすべきでなく、平成13年11月に公布されたいわゆるプロバイダ責任制限法3条に照らしても削除すべき場合に該当しないと反論した。

《判決》

被告は、遅くとも本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言がなされたことを知り、又は、知り得た場合には、直ちに削除するなどの措置を講ずべき条理上の義務を負っているものというべきである。(…)(...)ところで、事実を摘示しての名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実がその重要

な部分について真実であることの証明があったときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定され、また、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものとされ、上記意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解されている（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804ページ参照。以下、合わせて「真実性の抗弁、相当性の抗弁」という。）。

《研究》

本件は、発言者を特定することが極めて困難あるいは不可能ないわゆる匿名掲示板において、匿名の複数者によって名誉毀損発言が書き込まれた場合に、その掲示板の運営管理人に削除義務を認め、削除を怠った場合には削除義務違反を根拠として、恐らく民法709条及び710条により損害賠償及び慰謝料支払と発言の削除を命じた事件である。本件は、類似のニフティサーブ第一事件（東京地判平成9年5月26日判時1610号22頁）及び第二事件（東京地判平成13年8月27日判時1778号90頁）、都立大学事件（東京地判平成11年9月24日判時1707号139頁）等と顕著に異なるのは、直接名誉毀損等の行為を行った者が匿名であったため確知できずに被告として訴訟に関与していない点である。

本件判決は、匿名掲示板の管理者に名誉毀損発言を削除する義務の違反が存在するかどうか、損害が発生しているかどうかが中心的に論じられているが、これが不作為による不法行為なのか、あるいは不作為による帮助なのかは必ずしも明らかでない（町村泰貴「判例批評：動物病院対2ちゃんねる事件第1審判決」判タ1104号（2002年）85頁参照）。そこで、本稿では、この二つの理論的な適用可能性について考察するものとする。本件は事実の概要からも明らかなように、平成13年11月30日に公布され、翌年5月27日に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）の施行前の事件である。尚、本判例評釈では紙面の制約上、慰謝料及び損害賠償請求の件のみを考察し、削除請求については割愛せざるを得ない。

1. 不作為による不法行為の成否

民法709条によれば、不法行為による損害賠償義務が発生するには、故意又は過失により他人の権利を侵害しそれによって損害が生じていることが必要である。また同710条によれば、他人の身体、自由又は名誉を害した場合と財産権を害した場合とを問わず前条の規定により損害賠償の責任を負う者は財産以外の損害に対しても其賠償を為すことを要すると規定する。これらの規定は、作為と不作為を特別区別していないが、不作為による不法行為も成立すると考えられている。しかし、不作為によって不法行為が成立するには、さらに作為義務の存在、作為の容易性・可能性、作為との同価値性が必要である。ニフティサーブ事件第一審判決（東京地判平成9年5月26日判時1610号22頁）は、京阪電鉄電車脱線転覆事件判決（最判昭和62年1月22日民集41巻1号17頁）を引用しながら、不作為による不法行為が成立するには、①結果回避のための必要な行為を行うべき法律上の作為義務を負う者であること、②故意又は過失があること、③作為義務から要求されている必要な行為を行わず、④その結果、損害が発生していることが必要であるとしている。これらを整理すると、不作為による不法行為が成立するには、不作為に特有な要件として、作為義務の存在、作為の容易性・可能性、作為との同価値性さらに一般的不法行為要件として故意又は過失、権利侵害、損害の発生、因果関係が必要となる。

（1）作為義務の存在

刑法理論を援用すれば、作為義務は①法令の規定に明示されている場合、②契約・事務管理等の法律行為によって発生する場合、③慣習・条理に

基づいて認められる場合に存在する。さらに③慣習・条理によって認められるには、(i) 保護者の地位にある場合、(ii) 先行行為に基づく場合、(iii) 物の管理者の立場に基づく場合がある。確かに、プロバイダ責任制限法では一定の要件が存在する場合にはプロバイダに法令上の権利侵害情報の送信防止措置義務を課しているが、本件はその施行前の事件であり、このような法令上の作為義務はない。本件判決は名誉毀損発言削除義務を条理に基づくと明示しているが、これは本件YがX1及びX2の扶養義務者のような保証者の地位にあるわけでも、Yに先行行為もないわけであるから、「掲示板」という(iii) 物の管理者の立場に注目して作為義務を認めたものと考えられる。物の管理者が不作為責任を問われた事例とは、例えば、自宅の神棚の蠟燭が倒れ掛かっているのを見た所有者が、火災になれば保険金が入るだろうと考えて、そのまま放置して家屋を全焼させた場合に、所有者として消火という作為義務を認めている(大判昭和13年3月11日刑集17巻237頁)。この判断を本件に当てはめれば、掲示板という「物」を所有、占有等により管理する者は名誉毀損発言を削除する義務があるということになろう。ニフティサーブ事件第一審判決も作為義務の根拠を条理に求めているが、それは管理者たる地位に基づくものと思われるという(山本隆司「プロバイダ責任制限法の機能と問題点—比較法の視点から—」コピライト495号(2002年)2頁以下)。

(2) 作為の容易性・可能性

法は人に不可能を強いるものでないから、作為義務を認めたとしても、一定の作為行為をする可能性と容易性がなければならない。本件判決はYが本件掲示板を運営・管理し、Yに削除する権限があることから削除という作為の可能性を認めていたが、作為の容易性については、一日に80万件もの書き込みがあり、常時監視し削除の要否を検討することは事実上不可能であったとして否定的に判断している。しかしながら、本件判決は、名誉毀損の被害者が当該発言を削除することができないこと、本件掲示板には削除ガイドラインがあるが、その表現が全体として極めてあいまい、不明確であり、個人又は法人を誹謗中傷する発言がいかなる場合に削除されるのかを予測することは困難であることを挙げて、結局、Yにおける作為

の容易性についても認めてしまっている。しかし、X1及びX2の被害者側に対処策がないことをもって、Yに作為の容易性までも認めてしまっている点は問題である。なぜなら、法は人に不可能を強いるものではないからである。

(3) 作為との同価値性

本件では、匿名の数名が行ったX1及びX2に対する名誉毀損とYの不作為が同じ価値を認められなければならない。つまり、直接に侵害した者でない者が法的に直接侵害者と同一に評価することが必要である。本件判決は「以上のような諸事情を考慮すると、被告は、遅くとも本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言がなされたことを知り、又は、知り得た場合には、直ちに削除するなどの措置を講ずべき条理上の義務を負っているものというべきである」と判示して、本件名誉毀損発言の存在を知ったか、知り得た時点以降は、直接に名誉毀損発言をなした者の行為と同視しているようである。確かに、悪意ないしは有過失になった時点以降、名誉毀損発言がさらに伝播する危険性があることは、主観的には直接名誉毀損発言をした者の行為の非難性と同視できるかも知れない。しかし、不作為と作為の同価値性は、それぞれの客観的な面から判断されるべきものである。客観的みて、積極的に名誉毀損をなす行為と、それを放置する行為(不作為)を同価値的に見ることには疑問である。なぜなら、その権利侵害の危険性においても大きな差があるからである。また、最近の類似の著作権侵害訴訟において東京地裁は「本件各発言について送信可能化を行って本件各発言を自動公衆送信し得る状態にした主体は本件発言者であって、被告(掲示板の運営管理者一筆者注記)が侵害行為を行う主体に該当しないことは明らかである」と判示(東京地判平成16年3月11日 <http://courtdomino2.courts.go.jp/chizai.nsf/Listview01/83B70D953613D44849256E5800211922/?OpenDocument> [2ちゃんねる罪に濡れたふたり事件])して、直接加害行為者としても帮助者としても損害賠償責任も否定し、原告の差止請求も認めなかった。

(4) 故意過失

故意とは自己の行為が他人の権利や利益を侵害することを認識しながら、あえて行為する心理状態をいう。また他人に損害を与えるような結果を

招くことを認識すべきであるのに、認識しないで行為をした場合は過失となる。本件では、名誉毀損発言を書き込んだ者（複数）には、X1及びX2の名誉あるいは信用を侵害することを認識しながら、あえて名誉を侵害する発言を発しているから故意が認められよう。問題は、掲示板の管理者に過ぎないYに同様の故意過失が認められるかどうかである。本件判決は、「遅くとも本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言がなされたことを知り、又は、知り得た場合」に作為義務が生じると判示していることから、X1及びX2がYに第1回目の削除請求をなした以降に少なくとも過失を認めている（高橋和之「パソコン通信と名誉毀損」ジャーナル1120号（1997年）80頁（85頁）参照）が、これは妥当な認定であろう。

（5）権利侵害

次に不法行為が成立するには、権利侵害があることが必要である。この権利とは法的権利に限らず、法的に保護に値する利益も含む広い概念である（鳩山秀夫「増補日本債権法各論下巻」岩波書店（1924年）902頁参照）。このような権利あるいは法的利益には、物権、債権、財産権だけでなく、生命・身体・名誉・自由、プライバシーなどの人格的利益（民法710条参照）も含まれる。本件判決では「悪徳動物病院をこの世から滅殺しよう!!。pにある某動物救急病院！あそこはちょっとテレビでとりあげられたからといって調子にのっている!! 動物の命よりもまず「金」を請求します。」というような発言は、X1及びX2の名誉を侵害していると評価した。つまり、このような表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させたからである（山口いつ子「パソコン通信における名誉毀損」法時69巻9号（1997年）92頁（94頁）参照）。これは妥当な判断であるが、これらの発言はYによるものではないが、権利侵害を客観的要件と考えると、Yが管理する掲示板でこれらの名誉毀損発言が伝播する恐れが高いため、Yにも権利侵害という加害行為を認めるることはできるだろう。しかし、これは、あくまでも直接書き込みをした者の加害行為を事後的に助長する帮助的な行為に過ぎない。

（6）損害の発生

不法行為に基づき損害賠償義務が発生するには

被害者に損害が生じていることが必要である。損害には財産的侵害、精神的損害、法人の非財産的損害（最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁、名誉毀損による）などがある。本件判決では、まず個人であるX2に対する精神的苦痛に対する慰謝料請求権を認め、その金銭的評価を200万であると判断した。また、法人であるX1に対しては経営上の相当の影響を蒙ったことによる損害賠償請求権を認め、その金銭的評価は200万円であると判断している。後者は、名誉毀損による法人に生じた非財産的損害ではなく、財産的な損害と認定したようである。認定された慰謝料ないしは損害賠償の額の多寡については議論がありそうであるが、損害の発生を認めた判断自体は妥当であろう。

（7）因果関係

そして不法行為の成立には、加害行為と損害の発生に因果関係があることが必要である。因果関係とは、加害行為と損害発生の間の原因と結果の関係をいう。直接本件名誉毀損発言をなした者の行為と損害の発生に因果関係は容易に認定できる。問題は、Yが本件名誉毀損発言を削除せずに、不特定多数の者が認識しうる状態に放置したことが、X1やX2の精神的苦痛や経営上の悪影響を与えたとして因果関係が存在するといえるかである。たとえ本件の行為が不作為であっても事実的因果関係の存在は否定できないだろうが、それが法的な因果関係も存在するといえるかである。本件判決はこれを当然に存在するものと判断しているようである。

（8）違法性阻却の成否

民法720条は、加害行為によって被害者に損害が発生しても、その加害行為に正当防衛あるいは緊急避難が成立する場合には損害賠償義務が発生しないことを定めている。確かに、法文上は正当防衛及び緊急避難を定めるだけであるが、さらに自力救済、正当業務行為、被害者の承認、名誉毀損における真実性の抗弁・相当性の抗弁などもこの違法性阻却事由に含まれる。本件では、名誉毀損発言を行った直接の行為者に代わって、Yがこれらの発言の真実性の抗弁、相当性の抗弁を主張している。この点につき、判例によれば、他人の名誉を侵害する行為であっても、公共の利害に関する事実につき、もっぱら公益をはかる目的を

もってなされ、適示された事実の重要な部分が真実であるという証明がなされた場合には、違法性が阻却され、不法行為は成立しないだけではなく、右事実の真実が証明されない場合でも、真実と信ずるについて相当の理由がある場合には故意過失がなく、違法性も欠くことになり不法行為が成立しない（最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁及び最判昭和58年10月20日判時1112号44頁）としている。刑法230条の2の事実の証明に関する規定と判例による拡大解釈を民法に反映させたものである。

本件判決は、さらに最判平成9年9月9日民集51巻8号3804頁を引用して、「上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものとされ、上記意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解されている。」と判断して、「本件各名誉毀損発言については、その内容が真実であることを認めるに足りる証拠はないし、専ら公益を図る目的のためになされたものであることを認めるに足りる証拠もない」と判断した。

名誉毀損における事実の証明は、名誉毀損を行った者がその立証責任を負う。本件のように名誉毀損を直接行った者でない者でもその主張をした場合には、民事訴訟における立証責任の原則からすれば、やはりその主張をなした者が立証責任を負うことになろう。たとえ直接に名誉毀損をなした者でなくとも、不作為によって名誉毀損をなしたと考えるならば、そのような者に立証責任を負わしてもよいということになるのかも知れない。本件判決は、このように考えているのかも知れない。しかし、それが信義誠実の原則等からも妥当であるかが問題となる（町村・前掲81頁参照）。また、本件においては、前述のように作為と不作為を同価値的に見る点においても疑問がある。本件名誉毀損発言の真実性ないし相当性に関する判断資料は、YよりもX1及びX2側に多数存在するはずである。そうであれば、名誉毀損発言の虚偽性・不当性につき、X1及びX2に一定の範

囲で立証責任を負わせるか、あるいは裁判所が職権で調査すべきであったのではないかと思う。その点で、本件判決は、X1及びX2にあまりに有利な認定である。

(9) 小活

本件判決は、不作為義務の成立要件としての作為の容易性、作為と不作為の同価値性、加害行為と帮助行為とを混同している点で疑問があり、さらに名誉毀損発言の真実性ないし相当性の抗弁の判断においても賛成できない点がある。

2. 不作為による帮助の成否

(1) 共同不法行為者の責任

本件Yのように、名誉毀損発言を掲示板で放置することは加害行為それ自体ではなく、加害行為を容易ならしめる行為の一つである。

民法719条2項は「教唆者及び帮助者は之を共同行為者と看做す」と規定する。帮助とは加害行為自体ではなく、見張り、故買、助言、助力、激励、凶器の提供など加害行為の実行を容易ならしめる行為すべてをいう（高木多喜男ほか「民法6不法行為等」有斐閣大学双書（1977年）261頁〔能見執筆〕参照）。これらの行為をなした者は共同不法行為者となり、直接に不法行為をなした者と連帶して責任を負うことになる。このような重い責任が帮助者に課されるのは「加害行為の一体性」に求められ、教唆を含めて帮助を共同不法行為とみなす民法719条2項は同1項の特別規定とみられている（加藤一郎「不法行為法増補版」有斐閣（1974年）207頁）。さらに共同不法行為には行為の関連共同性が要求されるが、そこには主観的共同を必要とするかどうかにつき争いがあり、判例学説の多くは行為者間の共謀・共同の意識を必要としない客観的共同説を探っている（例えば、最判昭和43年4月23日民集22巻4号964頁、加藤・前掲207頁）。さらに過失による帮助も成立し（東京地判昭和51年12月24日判時861号87頁、四宮和夫「不法行為法」青林書院（1990年）797頁），事後的に行方不明に加担することも帮助に含める（徳本伸一「叢書民法総合判例研究第11巻共同不法行為（1）」一粒社（1987年）48頁）。

仮に帮助者にも直接の共同不法行為者と同様に一般的不法行為成立の要件を課したのでは、あえて民法719条2項を特別規定とした意味がない（民

法719条2項の立法時における混乱については、神田孝夫「共同不法行為」星野英一編集代表「民法講義第6巻事務管理・不当利得・不法行為」有斐閣（1985年）565頁（575頁以下）参照）。つまり、刑法63条は「従犯は正犯の刑を軽減する」と規定しているが、民法719条2項は帮助者を共同行為者とみなし、共同行為者と同じ責任を連帯して負わせることになる。つまり、責任の減縮がないという点で特別規定なのか、あるいは直接の共同不法行為者は原則として一般不法行為の成立要件を充足した場合にのみ損害賠償責任を負うのに対し、教唆・帮助者は軽減された成立要件によって連帯責任を負うという点で特別規定なのか。思うに、民法719条2項に独自の存在意義を認めるのであれば、教唆・帮助者には成立要件が特別に軽減されていると考えざるを得ないであろう。しかし、従来の判例・学説はこの点で必ずしも明らかでない。カラオケ機器リース事件では、大阪高裁は、帮助の要件として直接の不法行為者が著作権を侵害することになることを知っていたか、仮に知らなかったとしても容易に知り得たかどうか（故意・過失）、著作権の侵害行為に加担したという事実の二点をあげている。さらに、過失の認定のために詳細な注意義務を明示している（大阪高判平成9年2月27日判時1624号131頁）。この判決では判例通説とは異なり、主観的共同説を採用しているようである（山口裕博「リース業者の責任」斎藤博・半田正夫「著作権判例百選第3版」有斐閣（2001年）216頁（217頁）参照。尚、知的所有権侵害訴訟で帮助者に対する差止請求が問題となった事件には、大阪地判昭和36年5月4日下民集12巻5号937頁〔積水化学事件〕、大阪地判平成2年3月15日判時1359号128頁及び高知地判平成4年3月23日判タ789号26頁〔小僧寿司事件〕、大阪地判平成15年2月13日判タ1124号89頁〔カラオケリース・ヒットワン事件〕などがある）。

（2）本件

前述の大蔵高判カラオケ機器リース事件判決の要件を本件に当てはめると、Yに直接の加害行為者が他人の名誉を毀損することになることを知っていたか、仮に知らなかったとしても容易に知り得たかどうか（故意・過失）、名誉毀損という加害行為に加担したという事実の二点があれば、帮助として損害賠償義務を負うことになる。

（i）故意過失

前述したように、遅くともX1及びX2がYに第1回目の削除請求をなした以降は「本件掲示板において他人の名誉を毀損する発言がなされたことを知り、又は、知り得た」こととなり、Yに故意ないしは過失が認められる。

（ii）加害行為への加担

加害行為へ加担したといえるには、有形的な方法によっても無形の方法によってもよい。また、刑法とは違って事後従犯も民法719条2項では帮助に含めて考えているようである。本件では掲示板での掲示という有形的な方法によって加害行為を容易にしたと考えられる。つまり、直接行為者の名誉毀損発言が存在し、それを事後的に認識し、その掲示板の発言を放置することは、加担があったと認定できるかも知れない。しかし、前述した2ちゃんねる・罪に濡れたふたり事件（東京地判平成16年3月11日）では、差止請求の可否に関するが、「権利侵害を教唆、帮助し、あるいはその手段を提供する行為に対して一般的に差止請求権行使し得るものと解することはできない」と判示している。つまり、前掲ヒットワン事件判決（大阪地判平成15年2月13日）で示されたような「帮助者の行為が著作権等の侵害行為に密接な関わりを有し、かつ帮助者が被害の拡大を容易に防止できる立場にあるような場合」には差止請求を認めるという立場を否定している。

（iii）損害賠償義務

前述のニフティサーブ第一事件（東京地判平成9年5月26日判時1610号22頁）及び第二事件（東京地判平成13年8月27日判時1778号90頁）さらに都立大学事件（東京地判平成11年9月24日判時1707号139頁）は直接の発言者を特定できたが、本件では特定できていない。仮に、Yに直接の加害行為者と連帯して損害賠償義務を負わせることになってしまっても、その直接の加害行為者が本件訴訟には全く関与していない点が問題である。本来、719条2項の教唆者および帮助者は直接の行為者の損害賠償責任を認定した上で、帮助者はその責任と連帯して責任を負うという構造である。本件のように名誉毀損の直接行為者の責任自体が認定されていない以上、その帮助者に同じ責任を連帯して負わせることは理論上不可能なはずである。それ故に本件ではYを直接の加害行為者とし

てあえて民法709条を適用する必要性があったものと思われるが、それは前述のように妥当ではない。

3. 結 論

従来の民法理論によれば、本件のような匿名の電子掲示板の管理人であるYに不法行為責任(709条)さらに帮助者としての連帯責任(719条)をも課すことは困難な事件であったというべきである(手嶋豊「いわゆるニフティサーブ事件第一審判決」判時1628号(1998年)189頁(192頁)によれば「従来の法枠組みでは十分に対処できない可能性も大きく、立法が必要な場面も少なくない」という。さらに、差止に関してはあるが、前掲2ちゃんねる・罪に濡れたふたり事件判決(東京地判平成16年3月11日)でも「匿名で権利侵害を行っている者に対して差止請求を認めるかどうか、認めるとしてどのような方法で差止めを可能ならしめるかは、基本的には立法政策の問題である」という)。確かに結果の妥当性からすれば、

このような匿名掲示板の管理者に何らの sanken も課すことなく、名誉毀損の被害者を放置することには問題がある(山下幸夫「サイバースペースにおける名誉毀損とプロバイダーの責任」NBL723号(2001年)34頁(38頁)、加藤新太郎「パソコン通信における名誉毀損」判タ965号(1998年)68頁(70頁)参照)。それ故、プロバイダ責任制限法が権利侵害情報の送信防止措置義務という作為義務を明定した意義があるわけである。プロバイダ責任制限法の施行後の事件においては、本件のような匿名掲示板の管理者を含めたプロバイダは、民法709条を前提として、さらにプロバイダ責任制限法の定める特有の制限要件を加味して、直接の行為者として不法行為責任を負うことになる(松本恒雄「違法情報についてのプロバイダーの民事責任」ジュリスト1215号(2002年)107頁(112頁)。尚、飯田耕一郎編著「プロバイダ責任制限法解説」三省堂(2002年)5頁参照)。

(2004年11月26日受付)